

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名： 古物営業法
根 拠 条 項： 第3条第2項
処 分 の 概 要： 古物市場主の許可
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
<p>法令の定め：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 古物営業法 <ul style="list-style-type: none"> 第4条（許可の基準） 第5条第1項（許可の手続） ○ 古物営業法施行規則 <ul style="list-style-type: none"> 第1条の3（許可の申請） 第2条（古物の区分）
<p>審 査 基 準：</p> <p>古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。</p>
標 準 処 理 期 間： 50日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先： 同 上
備 考：